

津輕地域半島振興計画

令和8年2月

青 森 県

目 次

はじめに	頁
1 計画作成の背景及び目的	1
2 計画期間	1
3 他計画との連携と調和	1
4 計画の体系	1
第1 基本の方針	
1 概 況	
(1) 津軽半島地域の概況	4
(2) 周辺地域の概況	5
2 現状及び課題	
(1) 地域の現状	6
(2) 地域の課題	11
3 津軽半島地域振興の理念、将来ビジョン	
(1) 津軽半島地域振興の理念	12
(2) 津軽半島地域の将来ビジョン	12
4 振興の基本的方向及び重点とする施策	
(1) 基本的方向	13
(2) 重点施策	14
(3) 目標	15
(4) 達成状況の評価	16

第2 振興計画

1	交通通信の確保	
(1)	交通施設の整備	17
(2)	地域における公共交通の確保	18
(3)	情報通信技術（ICT）の活用	18
2	産業の振興及び観光の開発	
(1)	農林水産業の振興及び競争力の強化	19
(2)	地域資源等の活用による産業振興	21
(3)	観光の開発	22
3	就業の促進	
(1)	産業集積の形成	23
(2)	産業人財の育成の取組	23
(3)	リモートオフィス等の整備	23
4	水資源の開発及び利用	
(1)	水資源確保対策	24
(2)	水資源の利用	24
5	生活環境の整備	
(1)	污水处理施設の整備	25
(2)	3R及び地域資源の有効活用	25
(3)	住宅関連対策	25
(4)	生活サービスの持続的な提供	26
6	医療の確保	
(1)	医療の確保を図るための対策	26
(2)	その他の対策	26
7	介護サービス及び障がい福祉サービスの確保	
(1)	介護サービスの確保及び充実	27
(2)	障がい福祉サービスの充実	27

8	高齢者及び児童福祉の増進	
	(1) 高齢者の福祉の増進を図るための対策	27
	(2) 児童の福祉の増進を図るための対策	28
9	教育及び文化の振興	
	(1) 地域振興に資する多様な人財の育成	28
	(2) 教育の充実	29
	(3) 地域文化の振興	29
10	自然環境の保全及び再生	
	(1) 自然環境の保全及び再生の対策を図るための対策	29
	(2) 海岸漂着物対策	30
11	再生可能エネルギーの利用の推進	
	(1) 地域の理解や適正な事業規律の確保	30
	(2) 再生可能エネルギー利用推進の取組の充実	30
12	地域間交流の促進	
	(1) 地域間交流の促進のための方策	31
13	移住等の促進、人財育成及び関係者間連携	
	(1) 移住、定住及び二地域居住の促進	31
	(2) 人財の確保及び育成	31
	(3) 関係者間連携の強化	32
14	半島防災の推進	
	(1) 災害防除のための国土保全施設等の整備	32
	(2) 防災体制の強化	32
	(3) 所要の対策におけるK P I	33
15	その他地域振興に関する事項	
	(1) 感染症発生時における住民生活の安定	33
	(2) 生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮	33
	(3) ツキノワグマ出没対策	33

はじめに

1 計画作成の背景及び目的

本地域（五所川原市、つがる市を含む2市5町1村）は、昭和61年、半島振興法の地域指定を受け、以来、交通・産業等の基盤整備を中心とする様々な振興施策を推進してきた。その間、道路をはじめとする交通基盤の整備や地場産業の集積の面で、一定の成果をあげてきたが、令和4年8月の大雨では、土砂崩落や流木の影響による通行止め・孤立、さらにはライフラインの寸断・途絶といった事態が発生し、半島特有の防災面の課題が改めて浮き彫りとなるとともに、対策の重要性が再認識された。

また、全国を上回るペースで人口減少や高齢化が進行する中、産業基盤、生活環境等に関する地域格差の是正など、依然として様々な課題を抱え、振興の必要性の高い地域となっている。

一方で、本地域は、国土の保全、自然環境及び良好な景観の保全、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用、多様な文化の継承、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給といった我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている。

本地域がこうした役割を安定的かつ継続的に担っていくに当たり、国が定める半島振興基本方針における、自立的発展の促進、生活の向上、定住の促進等、半島防災、国土の均衡ある発展及び地方創生の6つの観点を踏まえ、本地域の実情を考慮しつつ、本地域の活力を維持及び向上させる措置を講じるため、津軽地域半島振興計画を策定するものである。

2 計画期間

概ね令和7年度から令和16年度までとする。

3 他の計画との連携と調和

本計画は、青森県基本計画「青森新時代」への架け橋（以下「青森県基本計画」という。）、国の国土形成計画（全国計画、広域地方計画）及び国土利用計画（全国計画、県計画、市町村計画）、国土強靱化基本計画、水循環基本計画並びに社会資本整備重点計画等のほか、さらには本地域内市町村の長期総合計画等と整合を図るものとする。

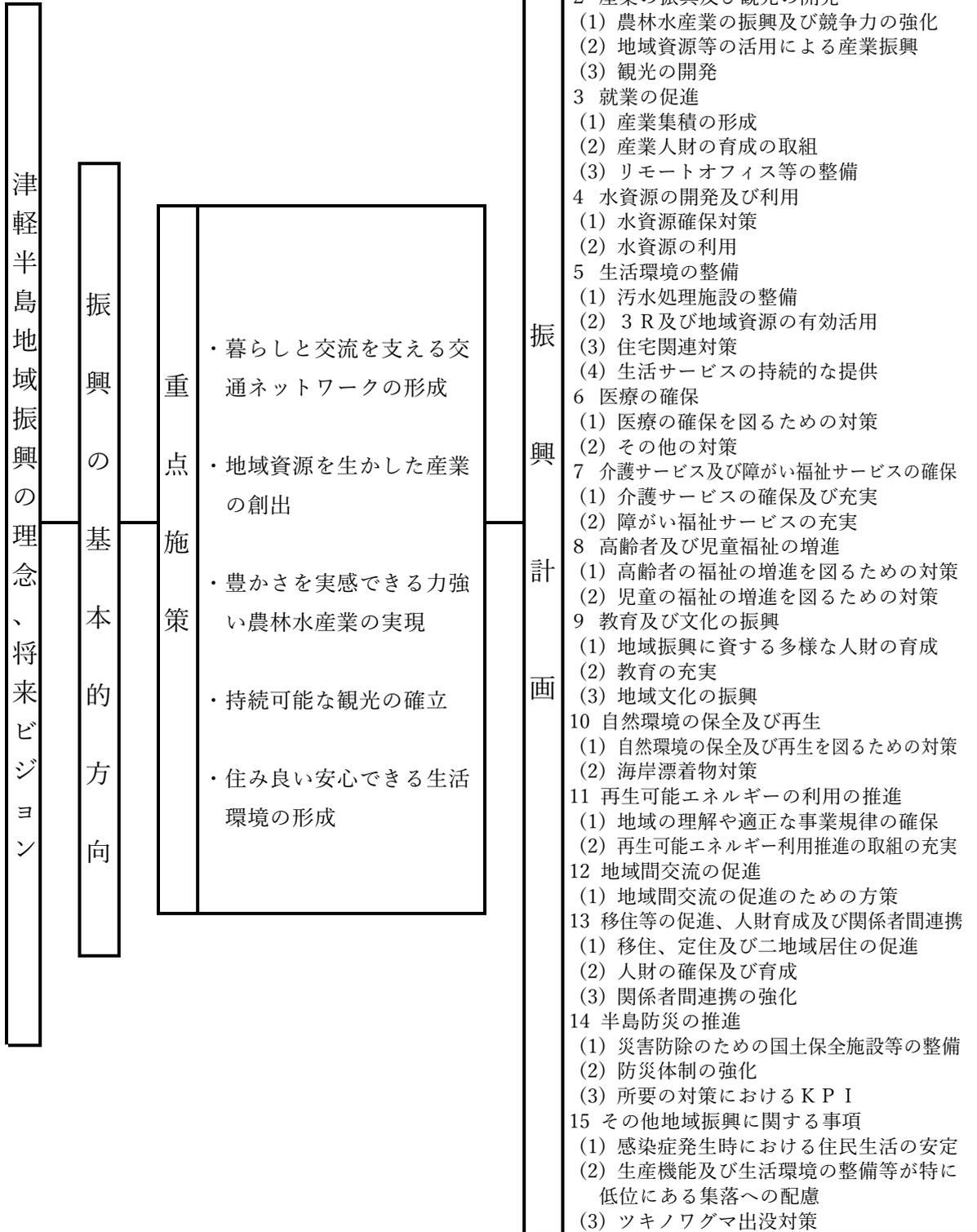
4 計画の体系

本計画は、まず地域の振興の理念を明らかにし、地域の将来の姿（ビジョン）を描いたうえで、理念にのっとりビジョンの具体化を目指す振興方策を推進す

るものである。

振興方策は、「基本的方向」のもとに「重点施策」を掲げ、その具体的な施策を「振興計画」として整理した。

計 画 の 体 系



第1 基本の方針

1 概況

(1) 津軽半島地域の概況

本地域は、本県の日本海側から北へ突き出した半島で、本州北端に位置する。津軽海峡の狭隘部約20kmを隔てて北海道と、平館海峡を挟んで下北半島と相對している。

面積は県土の約15%に当たる1,399km²、人口は127,055人(令和2年国勢調査)で県人口の約10%となっている。人口については、日本全体の人口に占める半島地域人口の割合の約3倍以上であり、全国に比べ、全県に占める比重の大きい地域ブロックの一つとなっている。

地勢は、津軽山地が中央を北北西～南南東に縦走して地域を大きく陸奥湾側と日本海側に分けており、概ね陸奥湾側は平地が少なく、日本海側は低平な地形となっている。

昭和50年3月31日には北部から西部に至る海岸地域や砂丘地域などが津軽国定公園に指定されており、龍飛崎や権現崎、高野崎などの海岸浸食景観や、十三湖や屏風山地区の砂丘景観など、優れた景観に恵まれている。

地域の57%が森林、27%近くが農用地となっており、特に、津軽山地と屏風山の間広がる津軽平野は、豊かな水田単作地帯として我が国数々の穀倉地帯を形成している。また、津軽平野の外縁部の丘陵地帯にはりんご園が広がり、我が国最大の産地となっている。

気候は典型的な日本海型気候であり、11月から3月まで北西の季節風が大量の雪をもたらす。特に吹雪や地吹雪(降雪がなく積雪表面の雪粒子だけが強風で吹き飛ばされる現象)が発生するときは、交通に障害をきたすことがある。

本地域には、旧石器時代以降の居住の跡が残されている。世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」を構成する17遺跡のうち、亀ヶ岡石器時代遺跡、田小屋野貝塚、大平山元遺跡の3遺跡が本地域に所在する。特につがる市の亀ヶ岡石器時代遺跡は、我が国の縄文時代晩期を代表する遺跡として世界的に知られている。時代が下り、平安時代末期には、平泉(岩手県)藤原氏の第三代秀衡の弟秀栄が十三湊(とさみなと、現在の五所川原市)に館を構えたとの伝承があり、奥州藤原氏の支配が本地域に及んでいたものと思われる。鎌倉時代には、津軽の豪族安藤氏が幕府から蝦夷管領職に任命され、室町時代まで津軽、渡島支配の拠点を十三湊に置いた。安藤氏の海上活動は渡島(北海道)、越前敦賀、若狭から九州方面まで及び、十三湊は日本海側有数の湊として三津七湊のひとつに数えられる繁栄を誇った。下って江戸時代には、津軽

藩が、本地域を対象に大規模な新田開発を進め、岩木川下流の大湿地帯は現在の水田平野となった。

りんごの生産は明治時代から始まり、県は本地域の主力作物として水稲とともにその改良、増産に取り組んできた。昭和に入り、県農事試験場による耐冷水稲品種藤坂5号の開発と青森県苹果試験場（現地方独立行政法人青森県産業技術センターりんご研究所）による官民一体となった病害虫防除、耐冷品種の改良によって、米とりんごが本地域の基幹作物として成長してきた。

戦後、本地域は県を中心として行政主導による復興、開発政策を積極的に推進してきたが、工業化の取組には大きな進展はみられず、新規学卒者の首都圏への大量流出や出稼ぎの多発を招いた。

その後、昭和50年代後半の農村地域工業等導入促進法による漆川工業団地の造成と昭和60年に青森地域テクノポリス開発計画が推進され、I C（半導体）生産の先端技術企業及び関連企業等が立地し、製造品出荷額並びに雇用の増加等に大きな効果が見られたところであるが、近年は、新たな企業の進出が停滞しており、工業集積は十分とは言えない状況にある。

(2) 周辺地域の概況

本地域は青森市に隣接している。青森市（人口約28万人）は、県内第一の人口を擁する県庁所在市で、本県の行政・商業・文化等の中心であり、本地域との結びつきは強い。

特に、陸奥湾・津軽海峡岸3町村（今別町、蓬田村、外ヶ浜町）は、北海道新幹線、JR津軽線や国道280号によって青森市と緊密に結びついており、いずれも青森市の第1次商圈（吸収率50%以上）に属している。また、青森市の青森空港は本地域の空の玄関となっている。

本地域の南部に隣接して弘前市（人口約17万人）がある。本地域とはJR五能線、国道339号をはじめとする道路によって結びついている。本地域の日本海側市町村の大半は、弘前市を中心とする地域とひと続きの平野を構成しており、歴史的・文化的一体性は強いものの、板柳町が弘前市の第2次商圈（吸収率30～49.9%）に含まれる程度で、特に本地域日本海側北部とは生活圏域としての結びつきは必ずしも強くない。

ただし、弘前市には国立大学法人弘前大学があり、附属病院もあることから、高等教育、高度医療面での本地域との結びつきは強い。

本地域の日本海岸に沿って南に下ると西海岸2町（鱒ヶ沢町、深浦町）がある。鱒ヶ沢町は本地域の海の玄関ともいう位置にあり、本地域や隣接する弘前市を中心とする圏域から生ずる物流需要に対処するための流通港湾として、津軽港を整備している。古くから本地域の米作地帯との相互補完関係が

みられた地域であり、本地域との結びつきは深い。

2 現状及び課題

(1) 地域の現状

① 津軽半島地域の構成市町村

本地域は、五所川原市、つがる市、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、板柳町、鶴田町、中泊町の2市5町1村から構成されている。

市町村名	面積 (km ²)	平成27年国勢調査 人口(人)	令和2年国勢調査 人口(人)
五所川原市	404.20	55,181	51,415
つがる市	253.55	33,316	30,934
今別町	125.27	2,756	2,334
蓬田村	80.84	2,896	2,540
外ヶ浜町	230.30	6,198	5,401
板柳町	41.88	13,935	12,700
鶴田町	46.43	13,392	12,074
中泊町	216.34	11,187	9,657
計2市5町1村	1,398.81	138,861	127,055
青森県	9,645.11	1,308,265	1,237,984

※ 市町村名は、令和7年4月1日現在の市町村名。

〔津軽半島地域内における市町村合併の状況〕

つがる市：平成17年2月11日に木造町、森田村、柏村、稲垣村、車力村が合併してつがる市となった。

五所川原市：平成17年3月28日に五所川原市、金木町、市浦村が合併して五所川原市となった。

外ヶ浜町：平成17年3月28日に蟹田町、平館村、三厩村が合併して外ヶ浜町となった。

中泊町：平成17年3月28日に中里町と小泊村が合併して中泊町となった。

資料：総務省「平成27年国勢調査」及び「令和2年国勢調査」

国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(令和6年)等

津軽半島地域



② 人 口

令和2年の本地域の人口は、127,055人で、平成27年の138,861人より11,806人、率にして8.5%の減少となっている。本地域の人口は、昭和35年(人口224,419人)をピークに減少を続けており、この60年間で38.1%の減少となり、五所川原市を含む全市町村で減少した。

年齢階層別人口構成では、令和2年の年少人口(0~14歳)割合は9.1%で、ピーク時(昭和35年、37.6%)の約2割に減少した反面、65歳以上の高齢人口の割合は、昭和35年(4.7%)の約8倍に当たる38.7%に増大した。

この人口の長期減少は、県全体の高校卒業生の4割以上が県外で就職している状況が続いているなど若者の地域外流出による社会減の進行と、少子化に伴う自然減が相まって生じているものと考えられる。

③ 産 業

本地域の産業構造を就業人口の構成比率(令和2年)からみると、第1次産業が23.1%(県平均11.1%)、第2次産業が19.1%(同19.6%)、第3次産業が56.6%(同67.1%)となっており、第1次産業就業者の比率が県平均の約2倍と極めて高いのが特徴的であることから、本地域は、第1次産業に依存していると言えることができる。また、第1次産業の中でも農業の占める割合が91.0%(県平均87.6%)と高いのが特徴となっている。

第2次産業就業者の割合は、県平均(19.6%)より0.5ポイントと僅かに下回っており、本地域においては、建設業の割合(55.7%)が製造業(44.0%)より高くなっている。

本地域の1人当たり市町村民所得額をみると、234万円(令和4年)と県平均(270万円)の86.5%に止まっている。

④ 観 光

本地域は、津軽国定公園などの自然景観や「太宰治」に代表される人文資源など豊富な観光資源に恵まれている。

令和5年の観光客入込数は、県全体の入込客数の9.7%に当たる延べ301万人となっており、そのうち、冬期(1~3月、12月)の入込客は18.2%と県平均(20.7%)より低くなっていることから、冬季観光の促進が課題となっている。

⑤ 交通基盤

本地域の道路網は、東北縦貫自動車道弘前線の青森市浪岡から五所川原市を經由し、鱒ヶ沢町に至る一般国道の自動車専用道路である津軽自動車道及び日本海沿岸を南下して秋田県能代市に至る国道101号、さらに「半島循環道路」及び「半島循環アクセス道路」に指定されている国道280号（青森市～外ヶ浜町）、国道339号（藤崎町～五所川原市～外ヶ浜町）、主要地方道鱒ヶ沢蟹田線（鱒ヶ沢町～中泊町～外ヶ浜町）、他にこれらを補完する主要地方道11路線、一般県道52路線により形成されている。

国道280号は改良率が89%で、未改良区間の大部分は今別町、外ヶ浜町の急峻な山地がせまっている海岸沿いの道路が占めている。国道339号は改良率が86%であり、特に外ヶ浜町の改良率は59%と低く、中泊町の「竜泊ライン」は2車線改良されたが冬期には閉鎖されている状況にある。

主要地方道鱒ヶ沢蟹田線の中泊町、外ヶ浜町の改良率は100%であり、「やまなみトンネル」の整備により交通の難所が解消されている。

本地域の県管理道路延長は約681km（県全体約3,638km）で、改良率は76%（県全体74%）、舗装率は76%（県全体69%）という状況にある。

鉄道は、北海道新幹線（青森市～今別町～北海道）、JR津軽線（青森市～蓬田村～外ヶ浜町～今別町）※、JR五能線（奥羽本線川部駅～五所川原市～秋田県能代市）及び津軽鉄道線（民営・五所川原市～中泊町）の4線がある。

※ 蟹田駅～三厩駅は令和9年4月に廃止予定

海上交通は、蟹田～脇野沢間フェリー（冬期間運休）がある。

また、本地域に空港、港湾はないが、本地域に隣接する青森市には、本県の空の玄関口として青森空港があり、現在、国内線は札幌（新千歳）、東京（羽田）、名古屋（小牧）、大阪（伊丹）、神戸、国際線はソウル（仁川）、台北（桃園）との間に定期便が就航している。

一方、本地域や隣接する弘前市を中心とする圏域から生ずる物流需要に対処するための流通港湾として、日本海側に隣接する鱒ヶ沢町において昭和58年に着工し、平成9年度に供用を開始した津軽港が、地元で伐採される木材の搬出、建設資材の搬入等に利用されている。

⑥ 医療、福祉

本地域の人口10万人当たりの医師数は133.3人（令和4年）で、平成24年に比べ26.4人増加したが、依然として県平均（220.2

人)の61%に止まっている。

人口10万人当たりの歯科医師数は、44.7人(令和4年)で、平成24年に比べ3.2人増加したが、県平均(55.9人)より11.2人少なくなっている。

人口10万人当たり病院病床数は、873床(令和5年)と、県平均(1,365床)の64.0%となっている。

社会福祉施設については、介護保険施設・地域密着型介護老人福祉施設が29施設、児童福祉施設が61施設、障害者支援施設が8施設となっている。

⑦ 環境衛生

水道については、令和5年度末現在の水道普及率(簡易水道及び専用水道を含む)が94.3%で県平均の98.1%より整備が遅れている。

公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の污水处理施設については、令和6年度末現在の污水处理人口普及率が70.6%で、県平均の83.6%に比べ整備が遅れている状況にある。

⑧ 教育、文化

高等教育機関については、大学、短大、高等専門学校のいずれも設置されていないが、公共職業能力開発施設として独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部東北職業能力開発大学校附属青森職業能力開発短期大学校がある。

図書館は、五所川原市に3館(12.8万冊)、つがる市(11.0万冊)、板柳町(3.1万冊)、中泊町(5.9万冊)にそれぞれ1館の6館となっており、美術館、博物館及び博物館相当施設はない。歴史民俗関係の資料館は、五所川原市、つがる市、蓬田村、板柳町及び中泊町に各1館あり、考古施設は、つがる市に2館、外ヶ浜町に1館ある。

また、階段式ホールや会議室等を有する大規模な集会施設は、五所川原市にふるさと交流圏民センター(1,109席)、つがる市に生涯学習交流センター(480席)ほか2施設、板柳町に多目的ホール(900席)ほか1施設、鶴田町国際交流会館(264席)、中泊町総合文化センター(727席)の8施設がある。

スポーツ施設については、総合運動場が4施設(五所川原市、つがる市、中泊町、外ヶ浜町)、総合体育館が1施設(つがる市)ある。

また、四季を通じて、アマチュア野球、サッカー、テニス、ゲートボール、ソフトボールといったスポーツのほか、各種イベントにも利用できる

多目的ドームの「つがる克雪ドーム」がある。

⑨ 地域間交流

津軽国定公園などの豊かな自然に恵まれ、伝統の祭りや郷土芸能、健康や癒し効果も期待できる豊富な温泉、地域固有の食など多くの魅力にあふれた本地域では、地域資源を活用した観光コンテンツの開発や観光地づくりが進められているほか、交流人口拡大のためのイベントや情報発信など広域的な取組が行われている。

また、つがる市、板柳町、鶴田町でアメリカや中国の各都市・地域との姉妹・友好都市提携が結ばれ国際交流が進められている。

(2) 地域の課題

① 地域を支える人財の確保

本地域では、少子化・高齢化や進学・就職を契機とした若者の県外転出等により、生産年齢人口が減少し、各分野において労働力不足となっているため、若者等にとって魅力的な働く場を創出し、人財の確保・定着を進める必要がある。

また、65歳以上の高齢者が半分以上を占める集落の増加が見込まれ、地域の支え合いがますます必要となっているため、引き続き、住み慣れた地域で生活していくためには、コミュニティ機能の強化や、地域を支える人財育成に取り組んでいく必要がある。

② 地域産業の生産性向上・収益性向上

人口減少が進む中であっても、地域経済が持続的に発展していくためには、地域の資源・特性を踏まえ、地域内の産業が持つ潜在能力を最大限に引き出し、競争力を高めることにより、域外から資金を獲得し、域内で循環させ、所得と雇用を継続して生み出していく必要がある。

また、デジタル化の進展や物価高騰など、本地域を取り巻く社会経済環境が変化する中においては、各産業分野におけるDXを推進し、生産性と収益性の向上を図る必要がある。

③ 地域の暮らしを支える仕組み・基盤の構築

令和4年8月の豪雨災害での道路の寸断や孤立地域の発生、JR津軽線における線路設備等への被害など自然災害が激甚化・頻発化し、多大な被害が発生している。また、人口減少や高齢化に伴い、地域住民による災害対応が難しくなっている。

どんな状況下でも地域住民の命と暮らしを確実に守り続けるためには、災害や危機に強く、発災後も迅速に回復できる県土づくりと、地域住民一人ひとりが防災の取組を実践できる地域の防災力が必要である。

未婚化や晩婚化の進行に伴い、本地域の出生者数は減少が続き、合計特殊出生率の低下も続いているため、社会全体でこどもや子育てを応援する気運の醸成や、結婚から妊娠・出産・子育てまで各段階やニーズに応じた支援体制の構築とその充実など、男女が共に子育てに伴う喜びを実感し、安心して子育てできる環境づくりが必要である。

依然として厳しい医師不足の状況にあり、地域間・診療科間で医師の偏在がみられることから、医師の育成・確保に計画的に取り組むとともに、高齢化の進行による医療ニーズの変化、新興感染症や激甚化・頻発化する自然災害などに対応していくために、医療連携体制を充実・強化する必要がある。

3 津軽半島地域振興の理念、将来ビジョン

(1) 津軽半島地域振興の理念

本州最北端に位置する本県は、三方を海に囲まれ県そのものが半島地形であるとともに、人口減少、若者の県外流出、全国下位の県民所得や平均寿命など、長年にわたり解決できていない課題が数多くある中、本県平均を上回るペースで人口減少や高齢化が進行している本地域においては、これらの課題が顕著である。

デジタル技術の劇的な進化など時代の大きな変わり目にあって、本県のポテンシャルとこれまで積み上げてきたチャレンジの成果を生かし、突破口を開き、流れを大きく変え、解決の方向へ転換していくチャンスを活かすため、青森県基本計画において、本県が直面する多くの課題を乗り越え、新たな時代を実現していくための基本理念として掲げている「AX（Aomori Transformation）～青森大変革～」を本計画における基本理念としても位置付け、本地域の実情を考慮しつつ、地域住民の目線で、本地域の抱える様々な課題に立ち向かい、新たな地域振興を図る。

(2) 津軽半島地域の将来ビジョン

津軽半島地域の振興の理念に基づき、将来ビジョン（将来像）については、青森県基本計画において、本県の将来のあるべき姿を中長期的な視点で描き、2040年のめざす姿として設定した「若者が、未来を自由に描き、実現できる社会」を本地域における将来ビジョンとして位置付ける。

4 振興の基本的方向及び重点とする施策

本地域を取り巻く環境の変化を展望しながら、本地域振興の理念にのっとり、将来ビジョンの具体化に向けて、青森県基本計画に掲げる7つの政策テーマ（しごと・健康・こども・環境・交流・地域社会・社会資本）を基本的方向として、本地域の振興を図ることとする。

(1) 基本的方向

① しごと

地域の強みである農林水産業を中心に、魅力ある地域資源を生かし、地域外から稼ぐ力と活発な域内循環により、所得向上、雇用の活性化を図り、地域経済を力強く好循環させる。

② 健康

健康的な生活習慣と疾病に関する正しい知識を地域住民が身に付け、実践するとともに、地域医療を支える医療従事者を安定的に確保するほか、デジタル技術の活用等による広域医療連携体制を円滑に運用することで、誰もが住み慣れた地域で安心して医療サービスを受けられる環境を整える。

③ こども

結婚・妊娠・出産・子育て等に関する支援体制を整備し、安心してこどもを産み育てられる社会を形成するとともに、デジタル技術を活用した質の高い教育を提供することで、こどものウェルビーイングを実現し、こども・若者に必要な支援を行き届かせる。

④ 環境

自然環境、自然景観、地域の文化等に配慮した地域と共生する再生可能エネルギーの導入や環境・エネルギー関連産業の成長・拡大により、環境と経済の好循環を生み、地域の活力を最大限発揮させるとともに、省エネルギーなど徹底した温室効果ガスの排出抑制対策や、森林整備などの吸収源対策の促進により、地域の豊かな暮らしや貴重な自然環境を守る。

⑤ 交流

地域内外との自由な往来が可能な交通手段を確保するとともに、来訪者に多様な伝統・文化、雄大な自然や豊かな食など地域の強みを生かした体験を提供し、幅広い分野で交流や消費を拡大させるほか、世界で活躍するグローバルな視点を持った人財を育成する。

⑥ 地域社会

地域内外の様々な担い手と地域との多様なつながりを構築することで、地域の特色や強みを発揮し、新たな地域活性化につなげるとともに、人や社会とのつながりを現実とデジタルの双方で保つことで、地域住民がそれぞれのニーズに合った行政サービスや社会サービスを受けられるなど、安心して快適な日常生活を送れる環境を整える。

⑦ 社会資本

住民の命と暮らしを守ることを最優先として、日常生活で利用するインフラの整備や機能強化、あらゆる災害や危機に備えた強靱化を推進するとともに、有事の際には、自助・共助の行動により、社会全体で地域を守り合う。また、デジタル技術の活用や防災機能を強化した広域道路ネットワーク整備により、被害の抑制や迅速な復旧復興を可能とする。

(2) 重点施策

基本的方向を実現していくため、本計画の期間内において、以下の5つの重点施策を推進する。

① 暮らしと交流を支える交通ネットワークの形成

安心して移動・外出できる地域公共交通ネットワークの確保・維持のために、新たな需要に応じた取組の推進や地域公共交通の利便性向上・最適化を図る。

また、安心して快適な地域社会を形成し、広域交流の促進や地域間の連携強化を図るため、半島循環道路やその他の主要地方道、一般県道などの整備を推進し、地域内の道路網におけるミッシングリンクの解消に努める。

② 地域資源を生かした産業の創出

本地域内の経済が持続的に発展していくため、地域内産業が社会経済環境の変化に的確に対応し、地域資源・特性を生かしながら、多くの外貨を獲得するとともに、若者をはじめ誰もが希望を持って働くことができるよう、所得増につながる生産性を向上させる。

具体的には、デジタルマーケティング等の活用やインバウンド向け商品の開発、GXや省エネルギー化による経営コストの削減、地域課題に対応したライフ（医療・健康・福祉）関連産業や未利用資源を活用したアップサイクルビジネスの創出、円滑な事業承継の促進などを通じて、地域の未来につながる産業の創出・承継を推進する。

また、脱炭素社会の実現に向け、本地域が持つ豊富な資源を再生可能エネルギーのエネルギー源として活用していくとともに、経済的メリットを活用して地域の活性化につなげていくため、再生可能エネルギーの地産地消や環境・エネルギー関連産業の集積を進めていく。

③ 豊かさを実感できる力強い農林水産業の実現

今後も本地域を支えていくこととなる基幹的な産業である農林水産業については、消費動向や気候変動、物価高騰、スマート技術の発達など、取り巻く環境の変化にしっかりと対応しながら、販売力強化、生産性向上、人財育成及び農山漁村振興の取組により、「農林水産力」の強化を図る。

④ 持続可能な観光の確立

付加価値の向上、多様な来訪者が快適に滞在できる環境づくり、観光DXの推進と持続可能な関連産業の確立、青森ファンを増やす情報発信、国内外からの誘客の強化を通じて、本地域における観光消費額の拡大や連泊の推進を図る。

⑤ 住み良い安心できる生活環境の形成

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生の可能性や、近年の大雨災害の頻発化を踏まえ、地域住民が防災上の課題を「じぶんごと」として捉え、防災への取組を実践するために、啓発・防災教育の充実を図るとともに、流域治水によるハード・ソフト一体となった事前防災対策や防災公共※の推進により、誰もが安全に暮らせるまちづくりを進める。

※ 防災公共：災害時に人命を守ることを最優先に、「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視した、防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった取組

また、多様化する生活上の課題について、地域住民が必要な支援を切れ目なく受けられるよう、持続可能な地域医療サービスの整備や、安心してこどもを産み育てられ、高齢者・障がい者等が暮らせる環境づくりを推進する。

(3) 目標

本計画の実施を通じ、計画期間である令和7年度から令和16年度までの本地域における人口増減率が、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」に基づく本地域の人口増減率を上回るよう、人口減少の加速に歯止めをかけることを目指す。

(4) 達成状況の評価

本計画の進捗状況や本計画に基づく取組の評価を行うため、作成5年後を目途にフォローアップを実施する。

第2 振興計画

重点施策の具体化を図るため、以下に掲げる取組（「振興計画」）を積極的に推進する。

1 交通通信の確保

交通通信施設の整備は、本地域が有する大都市圏との遠隔性の緩和、県内地域との時間距離の短縮等をもたらし、本地域の工場立地条件の向上、市場の拡大、輸送の安定化、医療サービスの向上等の効果を生むほか、自然環境や伝統文化、特産品など都市にはない本地域の魅力発信に貢献するものである。また、都市と本地域との人、物、情報の交流・連携を通じて、教育や芸術・文化の振興にも寄与するものである。

本地域の産業、教育、福祉の充実等のためには、情報通信技術（ICT）の活用も重要である。

特に本地域の場合、中心市の五所川原市の市街地までの所要時間を短縮することが重要であることから、1時間交通圏（本地域のどこからでも中心都市の五所川原市の市街地へ1時間以内に到達できる交通圏）の形成を図るとともに、隣接地域等との連携・交流を推進する観点から、道路と併せて航路の整備を推進する。

こうしたことを踏まえ、以下の施策の積極的な推進を図る。

(1) 交通施設の整備

① 道路の整備

東北縦貫自動車道弘前線と連結する道路である津軽自動車道については、令和3年度に工事を着手した「柏～浮田」間の早期供用に向けて取り組む。

また、1時間交通圏の形成を図るため、半島循環道路やその他の主要地方道、一般県道の整備を推進する。

半島循環道路に指定されている外ヶ浜町～板柳町間の国道339号においては今泉～太田バイパス等の整備を、また、蓬田村～外ヶ浜町間の国道280号においては蓬田～蟹田バイパスの事業を推進することで、交通混雑の解消、冬期交通の円滑化等を図る。

これらを補完する主要地方道（今別蟹田線、五所川原岩木線、弘前柏線、五所川原車力線等）及び一般県道（持子沢鶴田線等）についても、整備状況や冬期交通状況、緊急性等を勘案して、その整備を進める。

市町村道については、国県道と有機的な連携を図りながら整備を進める。

② 鉄道の整備

北海道・東北の各拠点都市や首都圏への時間距離の短縮を図るとともに、本地域の観光開発や地域の経済活動のために、東北新幹線及び北海道新幹線へのアクセス等の利便性向上に取り組む。

③ 港湾、航路の整備・充実

日本海対岸地域（ロシア極東地域、韓国、中国沿岸地域等）との経済・文化交流を促進するとともに、新たに再生可能エネルギー関連の需要に対応するため、本地域に隣接する津軽港の利活用の促進を図る。

下北半島地域との連携・交流の推進、広域観光の促進等を図るため、陸奥湾内の海上交通の維持を図る。

④ その他

道路整備の進展等に応じ、路線バス等の利便性を高め、また、生活交通として重要で観光資源としても優位性ある津軽鉄道やＪＲ五能線の活用により、本地域内及び周辺地域とのアクセスの向上を促進する。

(2) 地域における公共交通の確保

公共交通は、地域住民の通学や通院など地域内移動の足として、また、新幹線駅や空港等高速交通体系と接続する交通として、日常生活・社会生活に不可欠な役割を果たしているものの、モータリゼーションの進展や人口減少に伴う利用者の減少により、その維持が重要な課題となっている。

このため、県、市町村、交通事業者が一体となり、公共交通ネットワークを将来にわたって維持・確保していくため、青森県地域公共交通計画に基づき、本地域における交通の要衝である五所川原駅を交通ネットワークにおける拠点として、鉄道、バス、タクシー、乗合タクシーや公共ライドシェア等を活用した地域公共交通の再構築により、「交通空白」の解消等を推進する。

特に、自動車交通に転換することで関係者が合意したＪＲ津軽線蟹田以北については、利用ニーズを踏まえた効率化や国庫補助金活用による収支改善等に努め、将来にわたり利便性の高い交通を維持・確保する。

(3) 情報通信技術（ＩＣＴ）の活用

① 情報通信基盤の整備

ブロードバンドの活用により、地域内の高度情報通信ネットワークの整備を図りながら、これを利用して誰もがどこでも情報化の成果を活用できるよう、ネットワーク利用環境の整備充実を図る。

また、国等の支援を得ながら、地区単位の電波障害の克服や携帯電話サービスの利用促進のため、本地域にラジオ難視聴解消施設や移動通信用鉄塔施設等の整備を図るとともに、携帯電話のサービスエリアの拡大を図る。

これらの基盤を効果的に推進するため、基礎となるブロードバンドの整備充実を促進する。

② 教育DXのための環境整備

教育DXの推進に向け、一人一台端末環境や安定した通信環境を整備し、児童生徒の情報活用能力の育成を図る情報教育を推進する。

一般住民に対して情報リテラシーの向上を図るとともに、地域の情報化を担う人財の育成に努める。

2 産業の振興及び観光の開発

本地域に高度な産業や個性的な産業を育成するためには、本地域の特徴や可能性に立脚した振興方策を展開することや、他地域に先駆ける先導的な取組を進めることが必要である。また、本地域内の1～3次産業がそれぞれ連携しながら力を結集していくことが重要となっている。

したがって、これらの観点に立った以下の施策を推進する。

(1) 農林水産業の振興及び競争力の強化

青森新時代「農林水産力」強化パッケージに基づき、農林水産業が持続的に発展する社会を実現するため、生産者の所得向上を重視した取組を推進する。

① 農業の振興

次代を担う人財を確保・育成するとともに、生産者が所得向上により豊かさを実感できる農業を実現するため、付加価値の高い高品質な農畜産物を安定的に生産する産地体制の維持・強化や多様なニーズに対応できる産地の育成、環境負荷を低減した農業を推進する。

本地域においては、稲わら等有機質資源の有効活用などによる健康な土づくりの推進に加え、農薬・化学肥料の低減に向けた取組の推進により、みどり認定者数の拡大を図る。品目別には、付加価値をより高める取組や、コストの大幅な削減を進めるとともに、需要に応じた米生産を基本に大豆・小麦・そば・飼料用米など転作作物の本作化を進め、定着化を図る。果樹では、おい化栽培を主体とするりんご園の若返りを進めるとともに、地域の特色を活かした特産果樹を振興していく。また、野菜・花きでは、高温

などの気候変動に対応した技術の導入により生産力の強化を図る。

外観・食味・機能性などに優れた農産物の開発のほか、産学官連携により需要の高い健康増進食品や発酵食品など多様なニーズに応じた付加価値の高い製品の開発を行う。

そのため、地域における生産・経営から流通までを総合的に支援し、生産体制を抜本的に強化し、農業者にとって魅力ある地域農業の育成を図る。

生産性の高い農業を実現するため、スマート農業の実装を可能とする基盤整備を推進するとともに、担い手への農地の集積・集約を加速化する。

農業生産の近代化と農産物の流通の合理化等に資する農道の整備を推進するほか、農業水利施設の更新・長寿命化対策や、防災重点農業用ため池の地震・豪雨対策を実施し、農業用水の安定供給や豪雨時における洪水被害等の軽減を図る。

畜産については、肉用牛の主産地形成を図るため、地域の肉用牛生産を振興するための事業等により肉用牛の生産基盤の整備を推進する。

② 林業の振興

本地域の森林は、スギ、マツ類を主体とした民有林とスギ・ヒバ、ブナ・ナラ類を主体とした国有林からなり、その面積は約79,700haで、地域面積の57%を占めている。

そこで、森林が有する水資源のかん養や、地域住民の生命・財産を守る土砂災害の防止など多面的機能の維持・向上を図るため、森林の集約化や低コスト再造林など森林整備や治山施設の整備を推進するほか、松くい虫・ナラ枯れ被害の拡大防止に向けた森林病虫害対策の強化を促進するなど森林環境の保全を図る。

生産性向上を図るため、森林クラウドシステムやドローンレーザなどスマート林業技術等を活用した林業のデジタルシフトを進めるとともに、県産材の需要拡大に向けて、県産材のイメージアップにより公共建築物での利用促進や、製材品の生産性向上と供給体制の整備を図る。

③ 水産業の振興

漁獲量が大きく減少する中、水産資源の持続的利用と漁業者の所得向上を両立させるため、ホタテガイやサーモン、ナマコなどの「つくり育てる漁業」を一層推進するとともに、水産資源の早期回復に向けた「資源管理型漁業」を着実に推進する。

生産基盤の整備として、漁業就労環境の改善や養殖水産業を支援する漁港整備のほか、沿岸性魚種の資源回復を図る藻場造成などの漁場整備を計

画的に進める。併せて、共同利用施設等の整備を図る。

④ 鳥獣被害の防止

本地域では、ニホンザル等による農作物被害が発生し、生産意欲の低下を招いていることから、監視や追い上げ、電気柵の設置等の対策を推進し、農作物被害の未然防止を図る。

(2) 地域資源等の活用による産業振興

① 商業の振興

商業者と地域住民及び行政が一体となった魅力ある街・商店街づくりを進めるため、人々がふれあい、交流し、くつろげる魅力ある街・商業空間づくり、商店街を対象とした公共施設の配置のほか、高齢者や障がい者に配慮した空間・機能等福祉の街づくりの観点に立った整備、空き店舗の解消に向けた共同事業等の取組への支援、商店街同士の連携によるイベント開催等広域的な商店街活動への支援を進める。

個店の経営やイメージアップに関する指導の充実を図り、多様化する消費者のニーズに対応するための事業者の経営努力をサポートするほか、円滑な事業継承やチャレンジングな創業・起業を促進する。

② 工業の振興

本地域では、近年、新たな企業の進出が停滞しており、工業集積は十分とは言えない状況にあることから、今後、一層の工業開発を図ることとする。

そのためには、東北縦貫自動車道弘前線と連結し津軽港を有する鱒ヶ沢町へ至る高規格幹線道路（「津軽自動車道」）の早期整備を図るとともに、本地域全体の産業立地条件の向上を図りながら、積極的な企業の誘致を促進する。

製造業等と農業との連携・融合による新事業の創出に取り組んでいくとともに、本地域で展開している本県の産業政策に対応したバイオマス資源や未利用資源の利用に関する研究開発、機能性成分を含む県産素材の高付加価値化、栄養摂取の補助や機能性を生かした食品に関する研究開発を推進し、地域産業の振興につなげていく。

大学の持つ知的資源の活用、分野を超えた試験研究機関相互の連携や産学官の連携をより密にし、地域企業の独創性・優位性のある技術開発、新規分野への進出及び創業に向けた支援機能の強化に努めていく。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部東北職業能力開

発大 青森大学附属青森職業能力開発短期大学校等を中心として、経済社会の変化や地域ニーズの変化に対応した人財育成を推進する。

③ 地域資源の活用

地域産農林水産物が有するポテンシャルを幅広い産業へ波及させることで、地域内産業全体の持続的な発展と活性化につなげるため、農林水産物の生産・加工・流通・販売といったアグリ関連サプライチェーンで生じる付加価値の拡大を図る。

こぎん刺しや錦石、津軽組ひもなどの伝統工芸品について、新規需要の開拓や魅力発信を行い、産業振興や次世代への継承を図る。

(3) 観光の開発

旅行形態の変化や多様化する観光客ニーズ等に的確に対応し、本地域が有する豊富な温泉をはじめ自然、食、祭りなどの地域資源の魅力を高め、国内外に戦略的に発信するとともに、農泊などの地域特性に応じた観光コンテンツ開発や観光地づくりを進め、通年・滞在型観光を推進する。

北海道新幹線（新青森駅～新函館北斗駅）の青函共用走行区間における高速走行や道路網の整備、さらには青森空港や青森港の国際化等を踏まえ、本地域と下北半島、渡島半島が一体となった広域観光を推進するため、北海道道南地域と連携を図り、取組を強化する。

観光インフラの整備に当たっては、観光客に多様な選択肢を提供できるように複線的な整備を図ることとし、移動手段については、半島循環道路をはじめとする道路整備のほかに、鉄道や陸奥湾内の海上交通の利用促進を進めるとともに、観光客の多様なニーズに対応できるコンテンツづくりを推進する。

県が管理する既存の観光施設について、国の交付金等により整備を推進するほか、市町村による観光拠点の整備を促進する。

3 就業の促進

本地域の農林水産物、エネルギーなどの豊富な地域資源と、地域内の企業が持つ優れた技術や地域外企業の進出により、新製品開発や新事業進出が活発に行われるよう取り組む。

本地域の企業の製品やサービスの価値が国内外で認められるよう取り組むとともに、中小企業の経営安定に向けた取組を行い、本地域における雇用の場の創出、拡大を図る。

本地域の将来を支える若者の定着に向けて、安定的で良質な雇用の場の創出を進めるとともに、若者をはじめとする多様な人財が、それぞれの希望や状況

に応じて、能力を発揮し活躍できる環境を整えるため、以下の施策を推進する。

(1) 産業集積の形成

地域課題に対応したライフ（医療・健康・福祉）関連産業、生活関連サービス産業等の創出・拡大のほか、産業団地等の造成の促進やGX関連産業の集積に取り組む。

(2) 産業人財の育成の取組

職業能力開発施設や民間における訓練の実施、教育機関等との連携による研究開発の推進、ベテラン人財が培ってきた技術の継承等、産学官一体となった創造的な産業活動に対応できる産業人財の育成やUIJターンの推進による中核人財の確保を進めるとともに、若年者、中高年齢者、障がい者、移住希望者等の求職者への能力開発等の支援を通じて、その就職活動等の円滑化を図り、安定就労を促進する。

(3) リモートオフィス等の整備

リモートオフィスやコワーキングスペース等を整備し、技術や専門知識、人的ネットワーク等を持つ技術者や起業家などの移住・定住・二地域居住を促進することで、経済活動や地域活動の担い手を確保する。

4 水資源の開発及び利用

本地域は、岩木川水系、蟹田川など多くの河川が流れ、地下水の包蔵体（蟹田層）が厚く分布していることなどから、平成27年から令和6年までの10年間をみても取水制限の実施や農作物等に被害を生じる渇水の発生は少なく、水資源には比較的恵まれた地域である。

しかし、日常利用している淡水の多くは、降雨や降雪といった自然現象によってもたらされる限られた資源であり、これを有効に利用できるようにするためには、計画的な水資源開発を進める必要がある。

一方、環境保護の観点などから、水資源開発の適地を選定することは、今後ますます困難になるものと考えられるため、水を可能な限り有効に利用し、健全な水循環系を維持していくことが重要であり、地震などの自然災害において、生命や生活のために必要な水の確保に向けて、基幹的な水道施設の安全性や早期復旧できる体制の確保が必要である。

また、水資源を本地域の基幹産業である農林水産業での利用面からみると、稲作を中心とした本地域の農林水産業の持続的発展に不可欠な役割を果たしている。

このため、将来にわたって、安全・安心な農林水産物の生産が可能となる環境を整えられるよう、地域住民・農林漁業者、行政等が連携を図りながら、山から川・平野部、海までを一体的に結んで、

- ① 水源のかん養機能の向上
- ② 水への負荷軽減
- ③ 水質の浄化・改善
- ④ 水の循環の健全化
- ⑤ 水辺環境の向上等

の視点に立った取組を実践していく。

特に、その源泉である森林の水源かん養機能の向上を図るため、地域住民の参加による植樹活動等の森づくりを推進することが大切である。

したがって、これらの観点に立った以下の施策を推進する。

(1) 水資源確保対策

安定した水の供給を確保するため、将来の水需給量を見通した上で、水資源開発を進める。

生活用水の老朽管更新等による漏水防止対策、工業用水の回収率の向上、下水・産業排水の再生利用や雨水等雑用水の有効利用を促進する。

森林の水源かん養機能の向上を図るため、郷土樹種による多様な森林の整備・保全や間伐の適切な実行を促進するとともに、森林ボランティア・農業者・漁業者・県民の参加による植林・保育活動等の森づくりを推進する。

(2) 水資源の利用

水を生活用水や工業用水、農業用水として利用するほか、水が併せ持つ多面的機能の活用を図る。水辺の環境は、人々にやすらぎと潤いを与えることから、親水空間として整備するほか、ビオトープなど青少年に対する自然観察や自然体験の場として利用する。また、スポーツやレクリエーションへの活用を図る。

しかし、水はそれ自体が洪水、土石流、地すべりなど自然災害の原因となることもあり、水資源開発に際しては、これら水の持つ負の影響に対する対策も総合的に講じていく必要がある。

特に、農林水産業での利用面においては、水への負荷の軽減を図るため、農薬・化学肥料の低減に向け、有機農産物や特別栽培農産物の生産など、環境にやさしい農業の取組を推進するとともに、水質の浄化と生態系の保全を図るため、間伐材・ホタテガイ貝殻など地域資源を活用した水路の整備や、農地及び灌漑施設の適切な保全・管理等を推進する。

5 生活環境の整備

安全性や快適性・利便性といった普遍的な価値が得られる良好な生活環境は、本地域に暮らす住民の誰もが志向するものとなっている。

このため、本地域においては、都市住民との交流や観光を推進していく上で重要となる污水处理施設の整備、廃棄物の発生抑制を前提とした処理施設、3Rや地域資源の有効活用、誰もが快適な生活を送れる地域に適した住宅建設や空き家の有効活用、地域住民が安心できる生活環境に必要なサービスの持続的な提供を積極的に進める必要があることから、以下の施策を推進する。

(1) 污水处理施設の整備

生活雑排水の増加等に対応し、生活環境の向上や公共用水域の水質改善に対応するため、引き続き下水道等の污水处理施設の整備を促進する。整備に当たっては、地域の実情に応じ、公共下水道のほか、農業集落排水、漁業集落排水、小規模農業集落排水、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽の事業を活用し計画的な整備を図る。

(2) 3R及び地域資源の有効活用

一般廃棄物については、資源の循環利用の推進、最終処分場の確保の困難性などから、効率的な原材料の利用、製品の長期間の使用など、可能な限り廃棄物の発生抑制や減量に取り組んだ上で、広域化を視野に入れながら、リサイクル関連施設や廃棄物処理施設の整備充実を図る。

し尿処理施設については、下水処理施設の整備状況等本地域の実情に応じて計画的な整備を図る。

りんごの剪定枝やホタテガイ貝殻などの地域のバイオマス資源の有効活用に向けた取組を推進する。

(3) 住宅関連対策

住宅の長寿命化をはじめ積雪寒冷地に対応した省エネ化、再生可能エネルギーの活用等の普及を図り、地域の気候風土・住文化に対応した住宅づくりを進める。

こどもから高齢者、障がい者まで誰もが安心して暮らせる生活環境の形成を図る。

空き家バンクへの登録や住宅セーフティネット制度の活用を推進することで、空き家の有効活用を図る。

(4) 生活サービスの持続的な提供

人口減少、少子化・高齢化が急速に進む本地域においては、地域コミュニティの機能低下及び福祉人財の不足が深刻化することが予想されることから、こども・障がい者・高齢者を対象とした総合的な福祉サービスの提供と拠点づくりを進めることとする。

6 医療の確保

高齢化の進行などによる疾病構造の変化に的確に対応していくため、医療施設の機能分担や遠隔医療の導入、広域的な連携を促進するとともに、地域に根ざした「かかりつけ医機能」の普及・定着を図る。

無医地区等への巡回診療、診療所への医師の派遣等、へき地を含む地域医療の確保対策を進める。

(1) 医療の確保を図るための対策

へき地医療を担う拠点病院の施設・整備を充実するとともに、これらの病院による無医地区等への巡回診療やへき地診療所への医師派遣、無医地区等と医療施設を結ぶへき地患者輸送車の整備促進等を引き続き進め、医療サービスの確保に努める。

地域に勤務する医師の確保を図るため、弘前大学や自治医科大学等の協力を通じて医師の養成を図る。

地域の交通事情や医療資源の特殊性に鑑み、ドクターヘリによる患者搬送への対応や消防機関等との日常的な連携強化を図り、地域全体としての救急搬送体制の確立を図る。

(2) その他の対策

本地域は、中山山脈によって東西に分かれ、東部は上磯地域で青森地域保健医療圏、西部（板柳町を除く）は西北五地域保健医療圏、また、板柳町は津軽地域保健医療圏と、3つの保健医療圏に属している。

上磯地域では外ヶ浜中央病院を核として、また、西北五地域では自治体病院機能再編成により、つがる総合病院を中心とした医療連携システムを確立し、日常的な医療需要に応えていく。

医師不足の中で、限られた医療資源を有効に活用し、医療の地域格差を是正するため、情報通信技術（ICT）の活用によるオンライン診療をはじめとした遠隔医療の導入を進め、医療機関の役割分担と連携の強化を図る。

7 介護サービス及び障がい福祉サービスの確保

他地域を上回る高齢化が進行している中、地域社会の一員として高齢者が安心して自立した生活を送るための介護サービスや、障がい者や障がい児が日常生活や社会生活を送るための障がい福祉サービスの支援が必要となっていることから、以下の施策の推進に努めることとする。

(1) 介護サービスの確保及び充実

通所介護や小規模多機能型居宅介護において、介護従事者の確保や、介護サービスに関する知識や技術の習得促進、介護ロボットなどのテクノロジーの導入、介護施設の整備を行うことで介護サービス内容の充実を図る。

(2) 障がい福祉サービスの充実

障がい者や障がい児へのケアに係る医療従事者等の確保や、入所施設等の整備を行うことで、障がい福祉サービス内容の充実を図る。

8 高齢者及び児童福祉の増進

住民の誰もが長寿を保ちながら生きがいに満ち、安心して暮らすことのできる社会システムの構築とこどもを健やかに生み育てるための制度・環境づくりが必要となっていることから、以下の施策の推進に努めることとする。

(1) 高齢者の福祉の増進を図るための対策

① 保健・医療・福祉施設等の整備の推進

高齢化の進行に伴い、急増が見込まれる要介護高齢者に対しては、保健・医療・福祉の各分野の連携のもとに、最も適切なサービスを切れ目無く包括的に提供するシステムの構築が重要であることから、保健・医療・福祉の相互連携を強め、総合的な支援を図るためのマンパワーの確保や拠点施設の整備等の推進を図る。

高齢化の進行、認知症高齢者の増大等に対応し、介護予防拠点の整備、在宅サービスの充実強化、特別養護老人ホーム等の入所施設の整備等、必要な公的介護施設等の整備を推進する。

高齢者や障がいを持つ人が、住み慣れた地域社会の中で自立し、社会参加できるような生活環境づくりが求められていることから、建築物や公園、公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化を推進する。

本地域はその地理的な条件等により医療機関の偏在が認められることから、住民の医療を確保するため、へき地医療、救急医療の充実はもとより、医療施設相互間の機能分担と連携に配慮した適切な医療供給体制の整備を

図る。

② その他の施策

高齢者が心身の健康を維持・増進し、元気に過ごせるよう介護予防事業に積極的に取り組むとともに、高齢者が長年にわたって培った知識や経験を生かした地域活動やボランティア活動などを通じて、生き生きとした生活を送ることができるよう、社会参加等を促進する。

何らかの支援が必要になっても高齢者が住み慣れた地域において、尊厳を持って自立した生活を送ることができるよう、サービスの効果的な使い方・質の向上を図る。

(2) 児童の福祉の増進を図るための対策

結婚について、社会全体で支援する気運を醸成するとともに、多様な保育サービスの充実、多様な働き方への意識啓発、地域における相談体制や子育て支援サービスの充実などに取り組み、こどもを産み育てやすい環境づくりを推進する。

全てのこどもが健やかに育つように、ひとり親家庭など、様々な環境にあるこどもや家庭に対する支援を行うとともに、こどもへの虐待の防止に取り組む。

9 教育及び文化の振興

少子化・高齢化や高度情報化の進展等、社会情勢が大きく変化し続けている中で、年齢や性別を問わず、一人ひとりが社会の様々な分野で生き生きと活躍していくために、家庭教育、学校教育、社会教育を通じて職業生活に必要な新たな知識・技能を身に付けたり、あるいは社会参加に必要な学習を行うなど、生涯を通じての学習が必要となっている。

また、家庭や地域の教育力の向上、高齢者の健康維持への対応等、地域における課題解決のための生涯学習や、地域の歴史・文化資源を大切にする街づくりへの関心やニーズが高まってきていることから、これらの観点に立った施策を推進する。

(1) 地域振興に資する多様な人財の育成

人口減少や少子化・高齢化などが進行する中で、本地域における様々な地域課題に対応し活性化を図るため、地域活動を志す人財の発掘・育成を推進する。

活力ある地域づくりのため、地域の資源を生かした観光やものづくりなど

の生業（なりわい）づくりに取り組むリーダーや地域の課題解決を支える人材の育成を推進するとともに、地域を持続的・自立的に発展させるため、地域を支える若手就業者の育成・確保や、女性の創業・起業などの新しい取組へのチャレンジを推進する。

豊かな学びと社会参加活動を図るため、大学、企業、NPOなどと連携した多様な学びの機会の充実や学びを生かした活躍の場づくりなどを推進する。

(2) 教育の充実

児童生徒の主体的な学びの推進に向けて、各学校の実情に応じた環境整備を行い、企業や地域との連携促進など探究学習の充実を図るほか、多様な学びに対応できるよう、遠隔授業等の実施に取り組む。

多様化・高度化する県民の学習ニーズに応じた学びの機会の提供に向けて、地域住民がいつでもどこでも学習することができる環境の整備・充実を推進する。

生徒自身の居住地等について理解を深める「あおり創造学」や全国からの生徒募集「あおり留学」などの地域資源を活用した魅力的な体験ができる学習の場の提供を推進する。

(3) 地域文化の振興

風土により形作られた景観地の保存・活用を図るため、地域住民の景観形成に対する関心と行動への意欲を高めるとともに、地域固有の文化財の保存・活用を図るため、市町村による文化財保存活用地域計画の策定、遺跡発掘調査事業、史跡の整備事業及び所有者が行う指定文化財の保存・整備事業等を促進する。

10 自然環境の保全及び再生

津軽国定公園などの本地域の豊かで美しい自然環境が作り出す景観を損なわないよう、人と自然の共生、自然環境との調和に十分配慮し、以下の施策の推進に努めることとする。

(1) 自然環境の保全及び再生を図るための対策

自然環境の保全のため、特に必要なものを県自然環境保全地域や県緑地保全地域として指定し、地域内で建築物の新築・増改築、土地の形質変更等を行う場合はあらかじめ許可または届出させるとともに、エコツーリズムなどの自然環境に配慮した適切な利用を推進する。

(2) 海岸漂着物対策

日本海、津軽海峡、陸奥湾と三方を海に囲まれ、対馬暖流、津軽暖流の2つの海流の影響を受ける地理的な特性により、毎年多くの海岸漂着物が発生していることから、地域の海岸漂着物対策方針を定め、対策を推進することにより、海岸の良好な景観、多様な生態系の確保、生活衛生の向上、水産資源の保全など総合的な海岸の保全を図る。

1 1 再生可能エネルギーの利用の推進

国のエネルギー基本計画に基づき、電力の構造転換が図られている中、再生可能エネルギーの普及拡大が必要不可欠な状況となっている。

本地域はウィンドファームつがるなどの風力発電を中心とした再生可能エネルギーの立地拠点となっているが、未来世代へと引き継がれるべき自然環境等の保全や地域の理解の促進、事業者の適正な事業規律の確保が必要である。

このため、自然環境等との共生、県・地元自治体・地域関係者の合意及び地域経済等への貢献を前提とした再生可能エネルギーの円滑な導入や利用の推進に向けて、以下の施策を推進する。

(1) 地域の理解や適正な事業規律の確保

令和7年3月に制定した「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」に基づき、広域的な視点から守るべき自然環境等を保全するため、あらかじめ本県の再生可能エネルギーに対する保護・保全の地域区分（ゾーン）を明示し、設置計画の立案段階から、地域区分に応じた配慮を求めることで、再生可能エネルギーの円滑な導入を推進する。

また、同条例により、再生可能エネルギー発電施設の設置に当たり地域との合意形成手続を義務付けることで、地域と事業者が対話する機会等を設け、地域のメリットを明確にし、地域の視点から守るべき環境を保全する。

(2) 再生可能エネルギー利用推進の取組の充実

エネルギーポテンシャルの高い本地域においては、再生可能エネルギーや熱エネルギーなどの地域資源を最大限生かし、産業経済の活性化、新たな雇用創出を推進する。

1 2 地域間交流の促進

津軽国定公園に代表される本地域の自然環境、地域の特性を存分に生かした農林水産業、地域の風土によって育まれてきた伝統文化、個性ある歴史や特産品など地域独自の豊富な資源の有効活用を図ることとし、産業、経済、スポー

ツ、文化等、様々な形で他地域との交流を促進するため、以下の施策を推進する。

(1) 地域間交流の促進のための方策

農林水産業が担っている多面的機能についての理解や、住民相互の連携を促進するための交流の場として、農林水産物及び加工品の販売施設、農林漁業体験施設などの整備を推進する。

自然や温泉などの天然資源、街や農山漁村の景観、歴史・文化等をフルに活用し、エコツーリズムや農泊などの体験型旅行を通じて、都市住民等との交流を促進する。

安全・安心で良質な農林水産物など旬の食材を活用したメニューの開発、郷土料理などの伝統料理に関する情報提供、ホスピタリティーの向上に努め、地域間交流の活発化に必要なソフト面の充実を図る。

グローバル化や情報化の進展に伴い、半島地域市町村においても、アジア近隣諸国や北米をはじめ、海外諸地域、諸都市との姉妹・友好提携等が行われ、国際交流が進められているほか、在住外国人も増加してきていることから、国際交流団体・ボランティア団体に対する支援、相談窓口の機能強化などにより、国際交流の推進を支援する。

1.3 移住等の促進、人財育成及び関係者間連携

人口減少や高齢化が進行している本地域において、持続可能な地域社会を構築していくために、移住を促進し、定住につなげるとともに、多様な働き方や暮らし方を可能とする二地域居住や関係人口の増加、加えて、地域の振興に寄与する人財の確保及び育成に向けて、県・市町村が連携し、以下の施策を推進する。

(1) 移住、定住及び二地域居住の促進

地域力の再生や関係人口の創出・拡大を図るため、本地域への移住・定住・二地域居住に係る情報発信や、本地域における移住者等の受入体制の整備を推進する。

(2) 人財の確保及び育成

青森県人づくりビジョンに基づき、「ふるさとに誇りを持ち、創造力豊かで、青森新時代を主体的に切り拓くことのできる人財」の育成を目指すため、

- ① 予測困難な時代を生き抜く力を身に付けた次世代の本県を担う人づくり
- ② 時代の変化に対応した自己変革へのマインドを高める人づくり

- ③ 県民の所得向上を実現する人づくり
 - ④ 持続可能な地域づくりをけん引する人づくり
- の方向性に基づいた取組を実践していく。

外部人財の知見や視点を活用するため、地域と大学等との連携を深めていくとともに、経済社会の変化や地域ニーズの変化に対応した人財育成を推進する。

(3) 関係者間連携の強化

本地域における半島振興の更なる推進に向けて、県及び関係市町村職員が連携し、各種取組に積極的に関与する。

1 4 半島防災の推進

半島地域は、急峻な地形が多く、長い海岸線を有しており、台風や大雨、地震、津波、豪雪などによる自然災害を受けやすい状況にある。

本地域の地理的特性を踏まえた「半島防災」の推進を図るため、事前防災・減災等の観点から、災害による被害を最小限に抑えるとともに、地域住民の孤立を防止するための施策を、以下の視座に立って推進する。

(1) 災害防除のための国土保全施設等の整備

災害に強い安全・安心な国土づくりについては、防災関係機関との連携を図りながら、地域内の災害危険箇所などに関する情報の共有を進め、山地の保全、砂防、地滑り・急傾斜地・なだれ対策、道路の防災対策、河川・海岸・ため池のほか、本地域の復旧及び復興の拠点となる港湾、漁港や避難施設、防災道の駅、備蓄倉庫、非常用電源設備、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の施設及び設備の整備・維持管理に取り組む。

また、整備に当たっては、洪水、土砂災害、風害に対する治山治水対策や高潮、侵食に対する海岸保全対策を行うとともに、生態系の保全や自然環境との調和など、周辺環境や景観に配慮しながら進める。

(2) 防災体制の強化

地形的条件に基づく、危険箇所情報や津波浸水区域等のハザードマップ作成と情報提供を行い、「孤立集落をつくらない」との視点に立った、最適な避難経路、避難場所等の確保に向けた対策を推進する。

防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救援及び救助を行うための体制整備や関係行政機関の連携強化等を図る。

地形的条件による防災力の不足等への対応のため、地域住民に防災意識が

定着する取組を進めるとともに、消防団等の充実強化や自主防災組織、防災ボランティアなど、自らの手で地域を守る住民の取組を促進する。

被災した場合の経済的な備えとして、地震保険等の普及を促進する。

(3) 所要の対策における K P I

本地域の半島防災における施策の進捗度を定量的に把握するため、K P I（重要業績指標）を別紙のとおり設定する。なお、指標は、令和 8 年度に改定予定の青森県国土強靱化地域計画の指標に準じて改定する。

1.5 その他地域振興に関する事項

(1) 感染症発生時における住民生活の安定

感染症発生時において、地域住民の生活及び経済活動への影響を最小限に抑え、医療機関や DMAT、DPAT、DHEAT などと連携・役割分担し、迅速に対応するため、新型コロナウイルス感染症への対応状況を踏まえ、新型インフルエンザ等対策青森県行動計画に基づき、常時から感染症対策の強化・充実を図る。

(2) 生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮

市町村と住民との連携・協働を進めるための中間支援的な立場の人財・組織の掘り起こしや、地域の新たなつながりや価値の共創に向けた伴走支援のほか、地域おこし協力隊や国の地方創生伴走支援制度等も活用しながら、人口の著しい減少等により、地域社会における活力が低下している地域を支援する。

(3) ツキノワグマ出没対策

近年、ツキノワグマの出没件数が増えており、人身被害も発生していることから、捕獲に向けた担い手の育成や、鳥獣保護管理の強化・D X、緊急銃猟の適切な運用など地域住民の安全・安心を第一とした対策を実施する。

(別紙) 津軽地域半島振興計画 KPI (重要業績指標) 一覧

※令和8年度改定予定の青森県国土強靱化地域計画の指標に準じて改定。

施策	KPI (重要業績指標)	計画策定時	目標値	目標年度	担当課
緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策	緊急輸送道路における道路法面の要対策箇所対策率	68%	75%	令和10年度	県土整備部道路課
住宅の耐震化	住宅の耐震化率 (県全体)	87%	93%	令和10年度	県土整備部建築住宅課
内水ハザードマップの作成・公表	内水ハザードマップ策定対象市町村の公表率	0%	100%	令和12年度	県土整備部都市計画課
防災重点農業ため池の防災・減災対策	防災重点農業ため池の防災工事に着手する地区数 (県全体)	26地区	37地区	令和10年度	農林水産部農村整備課
合併処理浄化槽への転換の促進	合併処理浄化槽の普及率 ※浄化槽普及人口の総人口に対する割合	14%	18%	令和8年度	環境エネルギー部環境政策課